

処 分 基 準

令和5年10月11日作成

法 令 等 名	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項	第15条第2項第1号
処 分 の 概 要	インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	
処 分 基 準	別紙1「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 い 合 わ せ 先	生活安全部少年課 少年育成総括第一係 (電話 06-6943-1234 内線 30772)
備 考	